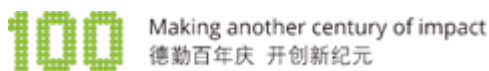




## Tax Newsflash

### 上海における外資研究開発センターの建設の更なる支援に関する政策



世界的な影響力のある科学技術イノベーションセンターの建設を加速し、グローバルな視野と国際標準を徹底し、外資研究開発センターの発展とシナジー効果の向上により一層寄与し、企業のイノベーションと発展に有利な環境を更に築き上げるため、上海市人民政府は**2017年10月10日**に「世界的な影響力のある科学技術イノベーションセンターの建設への外資研究開発センターの参加の更なる支援に関する上海市人民政府の若干意見」（滬府発[2017]79号、以下、「若干意見」）を公布した。

#### 政策の背景

上海市商務委員会、科学技術委員会、發展改革委員会は**2012年**に「外商投資による研究開発センター設立の奨励に関する上海市の若干意見」（滬商外資[2012]490号、廃止済み）を公布した。その後、上海市人民政府弁公庁は**2015年**に「上海市における外資研究開発センターの発展の奨励に関する若干意見」の印刷・発行についての通知」（滬府弁発[2015]42号）を公布した。

近年、外資研究開発センターは上海における科学イノベーションセンターの建設に重要な役割を果たすようになっており、数量、規模、及び人材提供の品質の面で全国トップクラスを誇り、上海における外資研究開発センターの発展も新しい段階に入った。「若干意見」の公布は、既存政策の補充とアップグレードであり、世界的な影響力のある科学技術イノベーションセンターの建設への外資研究開発センターの全面参加をより一層支援する上海市人民政府の立場を反映するものである。

#### 考察とコメント

「若干意見」は科学技術イノベーションセンターの建設への外資研究開発センターの参加をより一層支援するための**16**の措置を打ち出しており、**2012年**と**2015年**に公布された関連規定と比べて、政策面での支援

を更に強化している。具体的には、それらの新措置は主に以下の4つの面を含む。

- イノベーション資源のグローバル配置とクロスボーダー利用の促進にフォーカスし、良好な投資貿易環境の構築に更に尽力する
- 知的財産権の保護と関連政策の実施にフォーカスし、良好な法的環境の構築に更に尽力する
- ハイレベル人材の誘致にフォーカスし、良好な人材環境の構築に更に尽力する
- 外資研究開発活動への寄与にフォーカスし、良好な研究開発環境の構築に更に尽力する

「若干意見」は、外資による上海研究開発センターの設立に対する具体的な支援政策（主な新規支援政策については、付表を参照されたい）を更に明確化するとともに、初めて「外商投資による様々な形式のオープンイノベーションプラットフォームの設立を支援し、多国籍企業、中小・零細企業及びイノベーションチームにおけるイノベーション資源を効果的に統合し、オープンイノベーション生態系を構築する」政策を打ち出すことで、外資研究開発センターの支援政策の適用範囲を大幅に拡大し、外資研究開発センターが上海における世界的な影響力のある科学技術イノベーションセンターの建設により多面的なアプローチで参加することを奨励するものである。

「若干意見」において打ち出された16の措置は、いずれもその実施を担当する政府機能部門について明確に規定しており、関連の責任分担及び財政支出について局・委・区レベルの政府まで細分化し、一部の許認可と管理の権限を下部組織に委譲することで、それらの措置の実行可能性を確保している。

上述の支援政策について詳しく把握した上で、研究開発センターの現状について整理することを各外資研究開発センターに推奨する。支援政策の適用要件を満たした場合、支援政策の享受を確保するために、関連資料を早期に作成するよう検討することができる。また、将来の研究開発センターの投資拡大計画を作成する際に、上述の支援政策を考慮要因に入れ、合理的な事業アレンジを検討することもできる。

付表：2017年版「若干意見」における主な新規支援政策

概要	2017年版新規支援政策
イノベーション資源のグローバル配置とクロスボーダー利用の促進にフォーカスし、良好な投資貿易環境の構築に更に尽力する	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外国投資家が上海で独立法人としての研究開発センターを設立すること、または外資研究開発センターをグローバル研究開発センターにアップグレードすることを支援する。その中で、 <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 研究開発に従事する従業員が100人以上のグローバル研究開発センター、及び独立法人としての研究開発センターに対して、「多国籍企業による地域本部の設立を奨励する上海市の規定」に従い、500万人民元の設立補助金を給付する。また、1000平方メートルのオフィス面積と8人民元/平方メートル・日の賃貸料単価を上限として、オフィス賃貸料の30%を家賃補助金として、合計3年間給付する。</li> </ul> </li> <li>● 外商投資による様々な形式のオープンイノベーションプラットフォームの設立を支援する。その中で、 <ul style="list-style-type: none"> <li>－ オープンイノベーションプラットフォームに対して、所在地の区レベル政府が、1000平方メートルのオフィス面積と8人民元/平方メートル・日の賃貸料単価を上限として、オフィス賃貸料の30%を家賃補助金として、合計3年間給付する。</li> </ul> </li> <li>● 外資研究開発センターによる国家レベル、市レベルの企業技術センターの設立を支援する。その中で、 <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 特定プロジェクトに参加する市レベル企業技術センターに対して、関連する法規に従い、プロジェクト投資総額の50%を上限とし、最大300万人民元の特別支援金を給付する。</li> </ul> </li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 条件に合致する外商投資の戦略性新興産業分野における重大研究開発類プロジェクトなどに対して、特別支援金を給付する。投資補助金を給付する形で支援する場合、プロジェクトの性質によって、支援金の比率は通常、新規投資分の10%または30%を上限とする。</li> <li>• 条件に合致する外資研究開発センターの研究開発に必要なサンプル、試薬などの輸入手続きを簡素化し、外資研究開発センターに対して、通関検査資格申請を優先的に受理し、税関信用及び分類管理等級の格上げを優先的に検討する。</li> <li>• 外資研究開発センターが当市においてイノベーション研究開発成果の技術移転を実現し、産業化を実施する場合、関連の支援政策の適用を受けられる。</li> <li>• 外資研究開発センターが自由貿易口座の開設を通じてクロスボーダー金融サービスに関する優遇政策の恩恵を享受することができる。条件に合致する外資研究開発センターによる保険の加入を奨励する。</li> </ul>
<p>知的財産権の保護と関連政策の実施にフォーカスし、良好な法的環境の構築に更に尽力する</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 特許の出願及び運用に対する支援を強化する。その中で、 <ul style="list-style-type: none"> <li>- PCT 出願を通じて特許を受けた発明に対して、1件につき最大25万人民元の補助金（1カ国に5万人民元、合計5カ国を上限とする）を給付する。</li> <li>- 特許を受けた高品質な国内発明に対して、1件につき最大1.5万人民元を給付する。</li> </ul> </li> <li>• 特許出願審査請求の優先受理及び中国（浦東）知的財産保護センターの介入などを通じて、特許出願審査、迅速な権利者確認と権益保護を兼ね備えたワンストップ総合サービスの開展を模索する。行政執行と司法保護の統合を通じて知的財産権保護の業務モデルを改善し、法的環境の整備を進める。</li> <li>• 外商による知的財産権サービス業への投資を奨励し、知的財産権パブリックサービスプラットフォームの建設を強化し、サービス力を向上させる。</li> </ul>
<p>ハイレベル人材の誘致にフォーカスし、良好な人材環境の構築に更に尽力する</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 出入国手続きを便利にし、ビザの有効期間を延長し、条件に合致する外国籍人材に長期間（5年~10年）の数次有効ビザを発行する。また、外国籍人材に対して、R（人材）ビザ発行、長期居留、永久居留などの便宜を提供する。</li> <li>• 外国籍研究開発人員に対して「告知+承諾」、「容缺受理」（提出書類に不備がある場合、期限内提出を保証する書面承諾を得て、先行して受理し、手続を進めること）などの方式を採用して、就業許可を提供する。</li> <li>• 当市の科学技術研究開発、成果転化などの面で顕著な貢献をした外資研究開発センターに採用されたハイレベルな人材や欠乏人材に対して、当市の人材政策に基づき、一定の援助を与える。</li> <li>• 各区において、外国籍ハイレベル人材向けのサービス「一卡通」を試験的に展開し、住宅補助、子女入学、医療保健に関するサービス窓口を設ける。</li> </ul>
<p>外資研究開発活動への寄与にフォーカスし、良好な研究開発環境の構築に更に尽力する</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 当市における研究開発パブリックサービスプラットフォームの建設への外資研究開発センターの参加を奨励し、「科学技術イノベーション券」などの優遇政策を運用して科学技術イノベーション活動を展開する。政府主導プロジェクトや当市の科学技術企業イノベーション能力向上計画への参加を奨励し、参加した場合、関連の奨励政策を享受できるようにする。</li> <li>• 外資研究開発センターに対して、多面的なアプローチによるサービス体制を構築する。政府部門と企業とのコミュニケーションを潤滑にし、各方の資源を統合することで、外資研究開発センターに良質なパブリックサービスとプロフェッショナルサービスを提供する。各区に対して、外資研究開発センターが上海における世界的な影響力のある科学技術イノベーションセンターの建設に参加することを支援する政策や措置の打ち出しを奨励する。</li> </ul>

Authors:

**Shanghai**  
**Jeff Xu**  
Partner  
+86 21 6141 1278  
[jexu@deloitte.com.cn](mailto:jexu@deloitte.com.cn)

**Eddie Yan**  
Director  
+86 21 6141 1097  
[eyan@deloitte.com.cn](mailto:eyan@deloitte.com.cn)

**Peter Chen**  
Manager  
+86 21 2316 6458  
[peterlchen@deloitte.com.cn](mailto:peterlchen@deloitte.com.cn)

If you have any questions, please contact:

**Global Business Tax Services**  
**National Leader**  
**Shanghai**

**Vivian Jiang**  
Partner  
+86 21 6141 1098  
[vivjiang@deloitte.com.cn](mailto:vivjiang@deloitte.com.cn)

---

**Northern China**  
**Beijing**  
**Andrew Zhu**  
Partner  
+86 10 8520 7508  
[andzhu@deloitte.com.cn](mailto:andzhu@deloitte.com.cn)

**Eastern China**  
**Shanghai**  
**Jeff Xu**  
Partner  
+86 21 6141 1278  
[jexu@deloitte.com.cn](mailto:jexu@deloitte.com.cn)

---

**Southern China**  
**Hong Kong**  
**Sam Li**  
Partner  
+852 2238 7881  
[samxhli@deloitte.com.hk](mailto:samxhli@deloitte.com.hk)

**Western China**  
**Chongqing**  
**Frank Tang**  
Partner  
+86 23 8823 1208  
[ftang@deloitte.com.cn](mailto:ftang@deloitte.com.cn)

---



Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee (“DTTL”), its network of member firms, and their related entities. DTTL and each of its member firms are legally separate and independent entities. DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) does not provide services to clients. Please see About Deloitte for a more detailed description of DTTL and its member firms.

**Privacy**

Thank you for your interest in Deloitte China services. Deloitte China would like to continue to use your personal information (in particular name and contact details) for the purpose of sending you marketing and regulatory updates, invitations to seminars and other events organized, sponsored or promoted by Deloitte China. If you do not wish to receive further communications from Deloitte China, please send a return email to the sender with the word “Unsubscribe” in the subject line.

If you would like to update your personal information, please click [here](#).

Deloitte China refers to Deloitte Touche Tohmatsu in Hong Kong, Deloitte Touche Tohmatsu in Macau, Deloitte Touche Tohmatsu Certified Public Accountants LLP in the Chinese Mainland and their respective affiliates practising in Hong Kong, Macau and the Chinese Mainland.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, its member firms, or their related entities (collectively the “Deloitte Network”) is by means of this communication, rendering professional advice or services. None of the Deloitte Network shall be responsible for any loss whatsoever sustained by any person who relies on this communication.

© 2017 Deloitte Touche Tohmatsu in Hong Kong, Deloitte Touche Tohmatsu in Macau, and Deloitte Touche Tohmatsu Certified Public Accountants LLP in the Chinese Mainland. All rights reserved.

To no longer receive emails about this topic please send a return email to the sender with the word “Unsubscribe” in the subject line.